

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年11月まで

私は、A市役所を退職し、国民年金に加入する必要があったので、妻が昭和45年9月ごろ国民年金の加入手続をしてくれた。B区役所から年配の職員が自転車に乗って来たので、妻は、その職員に加入手続を行い、国民年金保険料は3か月ごとに集金に来た職員に納付していた。申立期間が未納となっていることは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から同年11月までについて、申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は48年1月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、当該期間は現年度納付が可能であり、国民年金に加入しながら保険料を納付しなかったとは考え難いことから、申立人の妻が、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までについては、申立人が国民年金に加入したと推認される上記の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれたと思う。
申立期間が未納とされているため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、36年4月から60歳になるまで保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、41年11月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、現年度保険料を収納の上、最長で2年度分をさかのぼった過年度保険料の納付書を発行して、納付勧奨するのが通例であったことが確認できることから、この納付書の交付を受けた申立人の母親が、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までについて、上記の国民年金加入手続が行われた時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付

によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の母親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月及び60年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月
② 昭和60年7月から同年10月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、国民年金の加入手続きを行い、私か妻が金融機関で納付したはずである。年金手帳には、申立期間①及び②について、国民年金に加入していたことが記録されている。未加入となっているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月、申立期間②は4か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、昭和40年12月から41年2月までの期間及び申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻についても、54年11月に国民年金に加入して以降、保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人及びその妻の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月ごろに払い出されていることが、申立人の前後の同手帳記号番号の被保険者記録から確認でき、このころに申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である上、申立人が所持している年金手帳には、申立期間が国民年金の被保険者期間として印字されており、申立人が申立期間についてA市で被保険者として管理されていた可能性がうかがわれ、同市では、国民年金の加入手続きを行った際に、過年度分保険料の納付を希望する場合は、納付書を発

行していたことが確認できることから、申立人又はその妻が、その納付書により当該申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

国民年金の加入手続については、昭和36年4月ごろ、亡くなった妻が行ったと記憶している。国民年金保険料の納付については、妻に任せていたので、詳しい状況は分からないが、申立期間について、妻が納付していたと思うので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和40年12月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころに、申立人の妻は、国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が所持している昭和46年4月1日発行の国民年金手帳の「昭和46年度国民年金印紙検認記録」により、当該年度に検認印が有ることが認められ、社会保険事務所が保管している特殊台帳では、申立期間の各年度について、納付月数欄が空欄となっていることが確認でき、社会保険事務所では、昭和48年度及び49年度に行われた台帳更新時、46年度以前の納付記録について、年度内の国民年金保険料がすべて納付済みの場合は、納付月数欄を空欄としていたことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の保険料について、申立人の妻は納付済みであることが確認できることから、申立人の妻が申立期間の保険料について

も納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付については、死亡した前の妻に任せていたため、よく分からないが、申立期間が未納となっていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であるとともに、申立人については、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している領収済通知書により、申立期間を含む昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を49年8月2日に納付していることが確認できる。

さらに、上記通知書には、いったん納付された国民年金保険料を昭和45年4月から同年9月までの6か月分に期間訂正し、不足額600円との記載が有り、社会保険事務所が保管する特殊台帳にも同様の記載が認められるが、これは、49年8月2日の時点では、45年4月から46年3月までの保険料は、既に2年以上経過し、時効により、過年度保険料として収納することができないため、当時実施されていた第2回目の特例納付による保険料(6か月分)に充当したものと推認できる。このような措置を採る場合、社会保険事務所は、充当する旨を申立人に通知するとともに、不足額について納付書を作成する必要が有り、充当することにより未納となる期間に

についても納付書を作成していた旨陳述していることから、申立期間についても併せて納付書が作成され、その納付書により納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月は2万2,000円、同年6月は1万4,000円、同年7月から同年9月までの期間は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月23日から同年10月1日まで
申立期間について、継続して勤務し給与から保険料が控除されていた。
申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和38年2月19日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月23日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことにより同日に資格を喪失後、同年10月1日に当該事業所がB社(39年4月16日にC株式会社へ名称変更)の名称で適用事業所となったことに伴い同日に資格を取得しており、38年5月から同年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は申立期間に係る給与支払明細書を所持しており、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における給与支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から、昭和38年5月は2万2,000円、同年6月は1万4,000円、同年7月から同年9月までの期間は2万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A株式会社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人及び同僚の供述によると、申立期間においても従業員は30人以上が勤務し、業務内容や勤務形態に変わりはなかったとしている。社会保険事務所の記録においてもA株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の従業員数は申立人及び事業主を含め38人であり、同社が再びB社として適用事業所になった時は35人が被保険者となっている。そのうちA株式会社が適用事業所でなくなった際の被保険者は申立人を含め10人が再びB社で被保険者となっていることから、申立期間においては、5人以上の従業員が勤務していたことが推認され厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと考えられる。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年12月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA株式会社B所（現在は、A株式会社C部）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、昭和42年2月から同年7月までは2万6,000円、同年8月から43年9月までは3万円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月1日から43年12月6日まで
私は、昭和42年2月から43年12月まで、A株式会社B所で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、この間の厚生年金保険の加入記録が空白になっていることが分かった。厚生年金保険に加入していたことは、企業年金連合会から送付された老齢年金裁定請求書からも明らかなので、この間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と氏名が一致するほか、資格取得年月日が昭和42年2月1日、資格喪失年月日が43年12月6日と記載され、被保険者期間が申立期間と一致している被保険者記録があることが確認できる。

しかし、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険手帳記号番号は「****-*****」と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の記号番号とは一字異なっていることが確

認でき、申立人の当該事業所における当時の厚生年金保険手帳記号番号が異なる番号で記録されていたために、その後の基礎年金番号に登録及び整理されなかったことがうかがえる。

また、企業年金連合会が管理する申立人に係る厚生年金基金の記録については、当初、厚生年金基金加入員台帳及び老齢年金裁定請求書に記載されている厚生年金保険手帳記号番号は「****-*****」と記載されていたが、同連合会は、老齢年金裁定請求に当たって、申立人から上記の番号は誤りであり、正しい番号は現在の基礎年金番号である「****-*****」であるとして訂正の依頼がされたことから、既に訂正した旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、A株式会社B所の事業主は、申立人が昭和42年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年12月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、A株式会社B所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳から、昭和42年2月から同年7月までは2万6,000円、同年8月から43年9月までは3万円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B学校における資格取得日に係る記録を昭和48年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月2日から同年5月2日まで
昭和48年4月にA事業所に採用され、A事業所所属のB学校の事務に配属された。厚生年金保険の記録では同年5月2日が資格取得日になっているが、同年4月2日が正しいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保管されている人事記録及び申立人と同時に就職した同僚の供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人は昭和48年4月2日にA事業所に採用され、申立期間においてA事業所B学校に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時に就職した当時の同僚の供述によれば、昭和48年4月2日に申立人と同時にA事業所に採用された同僚は10人であるが、そのうち申立人を除く9人については社会保険事務所のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日は同年4月2日と記録されている。

さらに、A事業所は新規採用者に係る厚生年金保険の適用についてはA事業所B学校においても同じ取り扱いをしているので、申立人についても給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思う旨回答して

いる。

上記の事実及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の昭和48年5月の記録及び同時期にA事業所に同条件で採用された同僚の標準報酬月額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事実は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 1339 (事案 666 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を 32 年 10 月 1 日とし、同年 10 月から 35 年 5 月までの標準報酬月額を、5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和 32 年 10 月から 35 年 5 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年ごろから 35 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険記録の訂正について申立てをしたが、訂正が必要でないとの回答を受け取った。昭和 32 年ごろから 35 年 5 月まで、A 株式会社に正社員で働いていたことは、間違いない事実である。再度、当時の写真、並びに、その後判明した同僚の氏名及び電話番号を添えて提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の弟の供述等から、勤務期間の特定はできないものの、当該事業所における勤務の推認はできるが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に解散していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない上に、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情がみられないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、当時の同僚の写真及び新たな複数の

同僚の氏名、連絡先等の資料を提出していることから、前回の調査に加えて新たに複数の同僚及び関係者に対し照会したところ、当該事業所の事業主の親族で元役員の供述及び4人の同僚の供述から、申立人が申立期間のうち昭和32年10月1日から35年6月1日まで当該事業所で正社員として継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者数と、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数はおおむね一致しているため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、当該事業所の事業主の親族で元役員は「私も社会保険関係の事務に関わっていたが、従業員についてはすべて給与から厚生年金保険料を控除していた。」旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和32年10月1日から35年6月1日まで、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち昭和32年10月から35年5月までの標準報酬月額については、申立人の同僚の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から35年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B所（現在は、C株式会社）における申立人の資格取得日に係る記録を昭和36年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月21日から同年7月28日まで
昭和20年11月30日にA株式会社に入社し、63年1月20日まで継続して勤務していたが、ねんきん特別便を確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の未加入期間となっていることが判明した。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び複数の元同僚の回答並びに申立人が所持する給与明細書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和36年4月21日にA株式会社D部から同社B所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A株式会社B所は、昭和36年7月28日から適用事業所となっているが、その前は申立期間も含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の元同僚の回答によれば、同所は申立期間において5人以上の従業員を雇用していたことが認められること

から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和28年3月31日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年3月31日から同年11月1日まで
申立期間については、株式会社AのC出張所に配属され、継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する申立人の人事カード及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において株式会社AのC出張所に継続して勤務していたことが認められる。

また、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人は、昭和28年1月1日から平成6年3月31日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、株式会社Bの総務担当者は「人事カードの記録から、申立人は申立期間も含め当社に継続勤務しており、厚生年金保険に加入しない選択肢は無く、厚生年金保険料は給与から控除していたものと考え。」と供述している。

加えて、株式会社AのC出張所における申立人の後任者は、「申立人は、

申立期間当時、C出張所に勤務していた。C出張所は社員が3、4人であり、事務処理能力が低いため、D本社が給与の支払いや厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と供述しており、社会保険庁の記録によると、この後任者のC出張所勤務期間はD本社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の株式会社Aの厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が一括納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、社会保険事務所が保管している領収済通知書により、申立人は44年4月から50年3月までの保険料（72か月分）として6万2,250円を50年12月25日に郵便局で納付していることが確認できる。

これは、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点から60歳まで国民年金保険料を納付しても、国民年金老齢年金の受給資格を得るには72か月不足していることから、その72か月分を、過年度納付及び特例納付により納付したものとみるのが相当である上、このことは社会保険事務所が保管している特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録とも一致する。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立

人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から49年3月まで

私は、高校卒業後就職した勤務先を退職したため、昭和38年4月ごろ、亡くなった母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母親が受給した自分の年金から私の保険料を払っておいたと口癖のように言っていたことを覚えている。申立期間が未納になっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月ごろ申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人は、同年10月1日発行の国民年金手帳を所持しており、この日に夫婦一緒に国民年金に加入したものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を自身の老齢年金から納付していたとする申立人の母親は、昭和46年3月まで国民年金（10年年金）の被保

険者であることから、申立内容は不自然である上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立期間の保険料について、申立人と同様にその母親が納付してくれていたとする申立人の妻も、申立期間において保険料の納付の事実はない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から52年12月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月ごろ、妻が、自身と私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料について、妻は納付済みであるにもかかわらず、私は未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和36年4月ごろ自身と申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和36年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人は、39年8月1日に厚生年金保険の被保険者となったため、同日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、55年3月ごろに同被保険者資格の再取得手続きをしたことが社会保険事務所の保管している特殊台帳により確認できる上、A市が、昭和51年度以降の保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人は登載されておらず、申立期間について、同市では申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと推認できることから、申立人が再取得手続きを行った上記の時点までは、申立期間は未加入期間であり、保険料を現年度納付することはできなかったものとみるのが相当である。

また、申立人は、上記の国民年金被保険者資格の再取得手続を行った際、時効となっていない納付可能な昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険事務所の保管する領収済通知書により確認できるものの、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和47年ごろ兄が国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。国民年金保険料をまとめて納付することができるとのことであつたので、私は、申立期間の保険料として2万円ぐらいを郵便局で納付した覚えがある。申立期間が未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに国民年金に加入した際、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に申立人の元夫と連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から確認できること、及び同事務所が保管している特殊台帳の「手帳交付年月日」の欄に、同年2月28日の記載が有ることから、申立人は、この日に申立人の元夫と一緒に国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた上記の時点で、納付可能な昭和49年4月から51年3月までの2年分の国民年金保険料を52年2月28日に過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書により確認できることから、申立人は、この過年度納付を申立期間

の保険料納付と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人又はその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から46年11月まで

私は、昭和40年8月ごろ会社に勤めていたが、20歳になったため、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を区役所で納付していた。46年12月に会社を退職し、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際に、担当者から「厚生年金保険と国民年金の保険料を二重に納付していましたね。」と言われたことがある。申立期間が未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月ごろ厚生年金保険被保険者期間であったが、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を厚生年金保険料と重複して納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、平成4年1月8日に厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金被保険者資格喪失手続きを行った際に、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことが判明したため、同年2月29日に国民年金の被保険者資格記録が昭和40年*月*日から46年12月29日に修正されたことが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、制度上、厚生年金保険の被保険者期間中は国民年金には加入できないため、重複納付された場合、当該期間の国民年金保険料が還付されることとなるが、その記録も無い。

なお、申立人の当初の国民年金被保険者資格は、国民年金保険料の納付を示すものではなく、申立人が20歳になったことに伴い、国民年金の被保

険者資格を取得したことを示すものであり、申立人は、区役所で保険料の還付についての説明は受けておらず、「二重ですね。」と言われただけであるとしていることから、申立人は、国民年金被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間とが重複していたことの説明を受けたものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和52年4月から53年3月までの領収書をそれぞれ2枚ずつ所持しており、申立期間の国民年金保険料を重複納付したことは明らかであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る同月分の「国民年金保険料領収書」及び「国民年金保険料預り証」を所持しており、申立期間の保険料を重複納付したことは明らかであると主張している。

しかしながら、申立期間について国民年金保険料を重複納付することは、制度上できない上、申立人が所持している「国民年金保険料預り証」には、「預り証は本領収書をおかえしした後は無効となります。」と記載されており、「預り証」は、「領収書」が交付されるまでの間、被保険者が集金人に保険料を預けたことを証する帳票であると考えるのが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私の父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年10月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人と同居していた申立人の両親及び兄夫婦並びに婚姻後の申立人の妻は、いずれも申立期間に保険料を納付した記録は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立てに係る事業所における申立期間については、記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 11 日から同年 11 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A局に勤務していた昭和 44 年 11 月 1 日から同年 11 月 20 日までの期間が未加入期間になっていることが分かった。当該期間については間違いなく同事業所に勤務しており、未加入期間になっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局が保管する人事異動通知書及び退職願から、申立人が申立期間において同事業所に事務補佐員として勤務していた事実は確認できる。また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がA局において昭和 44 年 11 月 11 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 11 月 20 日付けで資格喪失している旨の記載があり、同月の 21 日付けで別事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の制度上、同一月内に被保険者資格を取得・喪失した後に再度、他の事業所において被保険者資格を取得した場合には、最終の事業所における被保険者期間のみ厚生年金保険の加入期間として扱われることから、A局における被保険者期間は厚生年金額の計算の基礎となる被保険者期間としては算定されない。

また、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の勤務記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立人の給与から厚生年金保険

料を控除したかどうかについては不明と回答している。

さらに、当該事業所における複数の元同僚に照会した結果においても、申立人の給与から厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和44年11月に係る厚生年金保険被保険者期間は、同年11月21日に再取得した事業所の期間とされることから、申立期間について、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年2月1日から32年3月1日まで
(株式会社A)
② 昭和40年3月1日から41年4月1日まで
(B局内C食堂)
③ 昭和41年4月1日から同年12月1日まで
(D社)
④ 昭和43年5月1日から45年7月1日まで
(E株式会社)

私は、上記の申立期間について、上記の各事業所に勤務していたが、上記の申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。私は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により控除されていたと思うので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は株式会社Aに勤務していたと供述しているが、申立期間に株式会社Aに勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人の情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

また、株式会社Aの後継事業所である株式会社Fに照会しても、「当時の入店者名簿及び退店者名簿を確認したが、申立人の記録は見つからなかった。」と回答している上、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料の存否は不

明のため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、株式会社Aの申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号が連続しており欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、「B局内で、委託業者が運営していたC食堂という名称の従業員食堂に勤務していた。」と供述しているため、B局を管轄するG株式会社H支店に照会しても、昭和40年ごろの資料は残されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、I保健所J課に、申立人が勤務したとしているC食堂の飲食店舗の営業許可について照会したが、当時の資料は残されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、社会保険庁の記録においても、C食堂が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人は当該事業所の事業主の姓のみしか記憶していないため、特定することはできず、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

申立期間③について、社会保険庁の記録において、申立人が勤務していたとしているD社が、厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、申立てに係るD社を経営していたのは申立人の義父であり、当該事業所に勤務していたのは、申立人の配偶者及びその弟妹並びに申立人本人であったと供述しているが、申立人を含むすべての上記の親族については、社会保険庁の記録において申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立人及び申立人の配偶者並びに申立人の配偶者の弟は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人の義父が株式会社Kを経営していたことが確認できるが、当該事業所は、申立期間よりも数年以上前の昭和33年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人の義父も既に亡くなっているため、申立てに係る事実は確認できない。

加えて、申立期間当時、上記申立人の義父の弟が経営するL社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は記載されていない上、L社は昭和58年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在も不明のため、申立てに係る事実は確認できない。

また、事業所の名称が類似しているM株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は記載されていない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録及びE株式会社の保管していた退職者名簿から、申立人が昭和43年4月30日付けで当該事業所を退職したことが確認できる上、当該事業所に照会しても、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料の存否は不明のため、申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間にE株式会社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、E株式会社が加入しているN厚生年金基金及びN健康保険組合に照会しても、申立人が当該基金及び健康保険組合に加入していた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月1日から同年10月31日まで
私は、A株式会社が昭和52年12月に閉鎖された後、B株式会社へ勤めるまでの間、C株式会社において53年1月から同年10月まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C株式会社に勤務していた複数の人事担当者の供述から、申立人が申立期間において、C株式会社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記人事担当者の中の一人は「申立人は、臨時雇用（アルバイト）で短期間働いたと記憶している。」と供述しているため、申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険が適用されていた事実は確認できない。

また、事業主に照会したところ「申立人に関する一切の記録を見つける事が出来ませんでした。」と回答している上、申立期間に在籍した人事担当者以外の複数の従業員に照会しても、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認できない。

さらに、当時C株式会社は、D厚生年金基金に加入していたことから、同基金が解散後に当時の資料を引き継いでいる企業年金連合会に照会したが、「申立人に係る厚生年金基金加入記録は、当連合会では管理されておりません。」と回答している。

加えて、C株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は記載されておら

ず、健康保険番号の欠番も無いため、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年12月1日から35年9月16日まで
② 昭和40年10月25日から42年8月26日まで
株式会社Aに夫と同時に入社し、昭和33年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年3月25日まで当該事業所に継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述により、申立人が申立期間①のうち少なくとも昭和34年9月16日から35年9月16日までの期間について、経理事務等の担当者として、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は昭和45年6月に解散し、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、当時当該事業所に取締役として勤務していた事業主の親族に照会しても、申立人に係る厚生年金保険の適用に係る事実を確認することはできない。

申立期間②については、上記同僚の供述により申立人が当該事業所に経理事務等の担当者として勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の記録において、申立人は申立期間②の期間内である昭和40年12月17日に、当該事業所に係る脱退手当金を受給しているため、申立期間において厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張は合理性に欠ける。

また、申立期間②の前後において、雇用保険の加入記録における申立人

の喪失及び取得日と、厚生年金保険の加入記録における喪失及び再取得日は一致している。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間②の前後の加入記録における健康保険番号は異なっている上、申立期間②の期間中である昭和40年11月に健康保険証を返納した旨が記載されている。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
昭和 43 年 8 月から 45 年 3 月まで A 市 B 区に所在した C 事務所に正社員として勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険が未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 事務所の元同僚の供述により、申立人が申立期間のうち少なくとも一部期間において、当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、申立人が同期入社で一緒に退職したと記憶する元同僚についても、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間中の昭和 44 年 4 月からは国民年金の納付記録がある上、C 事務所において雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間における正確な勤務期間等の勤務実態を確認することができない。

さらに、C 事務所は既に解散し、事業主も亡くなっていることから貸金台帳等関連資料の存否も不明であり、上記複数の元同僚の回答においても、申立人が勤務していた可能性があること以外の状況については不明であることから、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、社会保険事務所の C 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険証の整理番号も連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 11 月 30 日まで
(A社)
② 昭和 31 年 8 月 28 日から 32 年 9 月 2 日まで
(B社)
③ 昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 3 月 20 日まで
(C有限会社)

申立期間①についてはA社に、申立期間③についてはC有限会社に勤務し、給料から税金、社会保険料等を差し引かれていたので、年金記録が無いのはおかしい。

また、B社には、昭和 30 年 12 月 1 日から 33 年 8 月 30 日まで継続して勤めていた。申立期間②の年金記録が抜けているのはおかしい。

これらの間違いを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、社会保険庁の記録によると、A社は、D株式会社として昭和 41 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は、法人化以前の労働者名簿や賃金台帳等を保管しておらず、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び供述は得られない。

申立期間②について、当時、B社に勤務していた複数の同僚の供述から、

申立期間②のうち期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和30年12月1日に健康保険整理番号*番で被保険者資格を取得し、31年8月28日に資格を喪失した後、32年9月2日に同整理番号*番で被保険者資格を再取得し、33年8月30日に資格を喪失していることが確認でき、同整理番号*番の申立人の欄には、健康保険証を返却したことを示す「9/1 証返」の押印及び記載が有る上、同整理番号*番から*番までに欠番は無いことから、申立期間②において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったものとは考えにくい。

また、当該事業所の申立期間②当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主に照会しても、当時の資料は保管されておらず、不明であると供述しており、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について、確認できる資料及び供述は得られない。

さらに、申立人は、B社において、一度辞めた者が再度就職することはあり得ないとしているが、申立期間当時勤務していた同僚は、「当時同社では、一度離職した人が再入社するのはよくあることだった。」と供述している上、当該事業所の被保険者名簿によると、被保険者延べ209人のうち、申立人を含む21人が複数回、被保険者資格の得喪をしていることが確認でき、申立内容と符合しない。

申立期間③について、当時、C有限会社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が期間は特定できないが、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和29年8月1日に新規適用事業所となっているが、42年6月24日に全喪しており、現在清算中法人として記録上存続しているものの、事業主、役員等の所在は不明であり、申立期間③当時の当該事業所における厚生年金保険料の控除について、確認できる資料及び供述を得られない。

また、同時期に勤務していた複数の同僚は、「厚生年金保険に加入していた者はごくわずかであった。」及び「下請のような出機という雇用形態も有った。」と供述していることから、申立期間③当時、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる上、当該事業所の被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無く、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、申立期間③において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったものとは考えにくい。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 26 日まで
結婚のため事業所を退職したが、一時金がもらえることすら知らなかった。当時は経済的に苦しかったので、そのようなお金をもらったら覚えているはずである。脱退手当金をもらった記憶がないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付 昭 38. 5. 9 A 社会保険事務所」、「小切手交付済 38. 10. 10」の押印が有るとともに、氏名欄には申立人の旧姓、住所欄には申立人の実家の住所及び母親の氏名が記載されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 10 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。